

〔R0423〕 建築士法

A欄に掲げる「建築士等に義務付けられる行為等」とB欄に掲げる「義務付けの対象等」の組合せのうち、B欄において、**建築士法による義務付けの対象等とされていないものを含むものは、次のうちどれか。**

	A欄 (建築士等に義務付けられる行為等)	B欄 (義務付けの対象等)
1.	建築士免許証(免許証明書を含む。)の提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計等の委託者から請求があったとき</li> <li>・建築主に対して、契約内容などの重要事項の説明をするとき</li> </ul>
2.	定期講習の受講	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての一級建築士</li> <li>・全ての二級建築士</li> <li>・全ての木造建築士</li> <li>・全ての構造設計一級建築士</li> <li>・全ての設備設計一級建築士</li> </ul>
3.	設計図書その他の書面への記名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一級建築士、二級建築士又は木造建築士が、設計を行ったとき</li> <li>・構造設計一級建築士が、構造関係規定の法適合確認を行ったとき</li> <li>・設備設計一級建築士が、設備関係規定の法適合確認を行ったとき</li> </ul>
4.	建築士事務所に閲覧のために備え置く書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築士事務所の業務の実績を記載した書類</li> <li>・建築士事務所に属する建築士の氏名及び業務の実績を記載した書類</li> <li>・損害賠償に必要な金額を担保するための措置の内容を記載した書類</li> <li>・建築士事務所の業務及び財務に関する書類</li> </ul>

〔R0423〕 正答 2

1. 正しい。士法19条の2により、建築士等は、設計等の委託者から請求があったときは、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示しなければならない。また、士法24条の7第2項により、管理建築士等は、同条1項に基づき、建築主に対して契約内容などの重要事項の説明をするときは、建築主からの請求の有無にかかわらず、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示しなければならない。
2. 誤り。士法22条の2第一号から三号までのかっこ書により、定期講習を受けなければならない建築士は、建築士事務所に属するものに限る。したがって、全ての建築士が定期講習を受けなければならないとする設問は、誤りである。なお、同条四号及び五号により、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士は、建築士事務所に属するか否かにかかわらず定期講習を受けなければならない。
3. 正しい。士法20条1項により、設計を行った建築士は、その設計図書に建築士である旨の表示をして記名しなければならない。また、士法20条の2第3項及び士法20条の3第3項により、構造設計一級建築士が構造関係規定の法適合確認を行ったとき、設備設計一級建築士が設備関係規定の法適合確認を行ったときは、設計図書に記名しなければならない。
4. 正しい。士法24条の6により、建築士事務所に閲覧のために備え置く必要がある書類は、建築士事務所の業務の実績を記載した書類(一号)、建築士事務所に属する建築士の氏名及び業務の実績を記載した書類(二号)、損害賠償に必要な金額を担保するための措置の内容を記載した書類(三号)、建築士事務所の業務及び財務に関する書類(四号)である。